

法制審議会
被収容人員適正化方策
に関する部会

第11回会議（平成19年12月27日（木））

議事録（抄）

● ほかにかがででしょうか。

まだほかにも問題点がありますので、罰金刑の代替執行手段という法的位置付けの議論は、以上で一通り終えたということで次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、社会奉仕をお手元の資料の1の④、起訴猶予・執行猶予・宣告猶予の条件という法的位置付けとして導入することの当否について御議論いただきたいと存じます。

まず、事務当局から、社会奉仕を起訴猶予・執行猶予・宣告猶予の条件と位置付けた場合の制度の概要ないしイメージについて、御説明をお願いいたします。

- まず、社会奉仕を起訴猶予の条件とする制度といたしましては、被疑者が社会奉仕活動に従事することを条件として、検察官が起訴猶予処分をするというものであり、不起訴処分の前に社会奉仕活動を履行させる場合と、不起訴処分後に社会奉仕活動を履行させる場合の双方が考え方としてはあり得ると思われま

次に、社会奉仕を執行猶予の条件とする制度といたしましては、裁判所が執行猶予付きの判決を言い渡す際に、その執行猶予の条件として一定の社会奉仕活動に従事することを命ずることが考えられます。なお、執行猶予の判決言渡し前に社会奉仕活動に従事させる制度も考えられますが、それは実質的には次に申し上げる宣告猶予の条件とする場合と同様と思われま

最後に、社会奉仕を宣告猶予の条件とする制度といたしましては、裁判所が有罪判決又は刑の宣告を猶予するとともに、併せて、その条件として社会奉仕を義務付けるということが考えられます。

以上です。

- どうもありがとうございました。

ただ今の事務当局の御説明につきまして、何か質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

- 今の御指摘のうちの執行猶予の場合は、有罪を認定し刑まで言い渡しているわけですから、問題は起こりませんが、宣告猶予、特に起訴猶予の場合には、まだはっきり有罪が裁判所によって認定されたわけではないと、それにもかかわらず不利益処分を課していいかという議論が出てくると思いますけれども、それに対してはどうお答えですか。

- 正に今御指摘いただいた点が起訴猶予の条件という法的位置付けの場合の問題点だと考えてお

- ほかにいかがでしょうか。

特にないようでしたら、審議に入りまして、その際にまた改めて御質問が出てきた場合にお答えいただくということでよろしいでしょうか。

それでは、資料の2の各事項を踏まえながら、社会奉仕を起訴猶予・執行猶予・宣告猶予の条件という法的位置付けとして導入することの当否について、皆様に御議論いただきたいと存じます。この点、いかがでしょうか。ただ今〇〇先生から御質問という形で問題の御指摘がございましたが、それも踏まえて御議論いただきたいと存じます。

- 質問のような形になってしまいますけれども、起訴猶予の条件とするという場合は、何かボランティアをやらせて、それを事実上考慮してというような形ではなくて、きちっと条件として付けると、そういうことですね。

- そこは両様あり得るだろうと考えております。委員御指摘のように、事実上の運用レベルで行うということも考えられるでしょうし、例えば、刑事訴訟法に、社会奉仕活動をしたことを考慮して起訴猶予にすることができるものと規定するなど、法律上、社会奉仕を起訴猶予の条件と位置付けて行うということも可能性としては考えられるであろうと思

- 起訴猶予に際して、例えば被害弁償がされるということも一つの考慮要素になっていると思

○先生が言われたように有罪が認定されていない者に対してそういうものを課し得るかということは、非常に大きな問題として出てくるのではないかと思います。

- ほかにいかがでしょうか。
- 起訴猶予の条件とする場合の問題点は、○○委員御指摘のとおりだと思いますが、その上で、その問題を回避する方法の一つが被疑者の同意を取って行うということになるんだらうと思います。確か、昭和40年代に、横浜の検察庁で試行的に、更生保護の申出という形を取って、実質的に保護観察付きの起訴猶予という運用を行ったことがあったと思いますが、そのときも、そういう枠組みだったはずですが、ただ、その場合、そこでなされる同意が真の同意といえるかどうかという問題が出てくるのは避けられないだらうと思います。そういう意味では非常に大きな問題ですので、この場面に限ってこの議論をするというのは難しく、やるとすれば起訴猶予制度全体を見据えて議論すべき話で、この段階で結論を出すのは困難ではないかという感じがしています。
- どうもありがとうございました。
今、起訴猶予の条件にすることの困難性という点についての御指摘が続いておりますが、この点いかがでしょうか。これも論点として挙がっておりますので、これを詰めてから次にいきたいと思います。
- 今、議論がされているように、不起訴処分あるいは起訴猶予になる場合に何らかの不利益な処分をさせていいのかというのは大きな問題だと私も思いますので、かなり難しいという理解をしています。他方で、起訴猶予によりまして刑事手続に乗せられないで済むという、言わば、あの人は犯罪を犯してこういうことをしたんだから、ああいう人にこういう仕事はやらせないというような、社会の受け入れる側では受け入れやすい部分があるのかなという感じがしないでもないですね。だからといって、不利益処分を課していいかというのは非常に大きな悩みなんです。
- 起訴猶予の関係では、随分昔の話ですけれども、一部の地検で事実上おやりになった時期がありました。しかし、やはり長続きしなかったと思います。「起訴猶予処分」という言葉が使われますとおり、何らかの処分があることは確かですけれども、現在それには確定力はないという理解でやっているわけですね。そうすると、今度、起訴猶予の条件にした場合にその点をどう扱うのか。仮に、当事者が「自分はきちんと社会奉仕をしました。」と言ったにもかかわらず起訴された場合に、免訴というような事態になってくるのか。その辺はどうでしょうかね。
- 今の点、○○委員、いかがでしょうか、弁護士の立場として。
- そうですね。確かに確定力がないので、そこで条件が付いて、その条件を遵守するというのはちょっと抵抗がありますね。
- ○○幹事は、いかがでしょうか。
- 先ほど○○委員が言われたように、起訴されるよりは、社会奉仕命令に服す、命令なのかどうかは別として、社会奉仕活動をして、それによって起訴猶予になるのであればそうしたいというケースはあるんだらうと思うんですね。だから、同意の取り方とかを考えて、全く検討の余地がないかというところなんだろうという気はするんですが、社会奉仕命令なり何なりというのはほかの場面でも出てくるんでしょうけれども、そこに出てくるものとはかなり異質なものになってしまうのではないかと思います。

ここにそういう形で導入してしまうと、ほかの場面で逆にやりにくくなるという面もあるよ

うな気がするんですね。そういうことでいうと、事実上そういうメニューというんでしょうか、そういうことをして、それを考慮の材料の一つとするというぐらいはあるんでしょうけれども、制度として条件とするというのは難しいような気がいたします。

- ほかに、この点につきまして、御意見はございませんでしょうか。
- 贖罪寄附ということがありますけれども、贖罪的に社会奉仕をして、起訴するかどうかを決める際に考慮してもらおうということは、現在は運用上も行われていないと理解していいんでしょうか。
- 実務上あり得ないことではないのかもしれませんが、承知している範囲ではそのような例は見当たらないようです。
- 検察審査会の存在も考える必要があると思います。例えば、検察官が行った不起訴処分について、検察審査会に審査が申し立てられると、検察審査会が起訴相当と判断する可能性もあるわけですね。特に、今後、検察審査会の起訴議決に基づいて公訴が提起されるという制度も導入されることになっているので、その辺との関連も考えないといけないと思います。
- 確かにただ今御指摘のとおりの問題点もございます。

御意見をお伺いしていますと、起訴猶予の条件にするという点についてはかなり難しい問題が多くて、積極的にこれを採用すべきだという御意見がなかったように思いますが、この点は以上で終えまして、ほかの執行猶予あるいは宣告猶予、まず執行猶予の条件という点についてはいかがでしょうか。

- 執行猶予の条件とするという点につきまして、ほかに御意見がございますでしょうか。
かなり御意見が出たようですので、これぐらいにいたしまして、次に宣告猶予の条件とするという点につきまして、御意見がございましたら、お願いいたします。
- 宣告猶予の条件という形で、宣告猶予制度という新たな制度を設けることになると思うんですが、この部会の最初の段階で、かなりの期間ボランティアに行くとか行かないとかいうことで、判決の言渡しを先にして行われたものが高裁で破棄されたというケースが紹介されたと思うんですね。宣告猶予という制度を作って、一定期間に社会奉仕をきちっと行った場合についてそれを考慮して、改めてそこで執行猶予にするのかどうするのかという形の選択ができるという意味では、すごく意味のある制度になり得るのではないかなと私は考えております。
そういう意味では、宣告猶予の条件というのはちょっと魅力的なもの、宣告猶予そのものだけでも魅力的なものではないかと思えます。例えば、半年のような形のインターバルを取ってみて、その間にやりなさいといった場合を考えてみると、少年のいわゆる試験観察で最終的な処分をする場合と同じ構造のものができる。しかも、それは現に子どもの場合行われている。その場合、私が思うには、言わば、有罪の言渡しはされていますけれども、あるいは、有罪も含めて、後ということもあるのかもしれませんが、一つの形としては有罪だけを言い渡して、刑についてはどうするかということについては宣告を猶予しますという形を取るというやり方をする。そして、そのような場合については、一定のボランティア団体とさまざまな形で法務省が提携をするなり何なりして、あえて特別の社会奉仕の仕事を探すということではなくて、地区に登録をして、そこできちっと幾つかのものをこなしてきたという、その証明書をもって持ってくるだけで評価をするという形を取ると、監督体制とか、そういうことは抜きにして、国で監督をしなくても、何か社会奉仕ができて、それを評価できるということがやれるのではないかなと。そんなことを考えたりしています。
- 今、〇〇委員から宣告猶予の制度を支持するお話がありまして、興味深く伺いました。実のところ、判決の宣告猶予の制度は昭和40年代の刑法全面改正の検討のときにいったん刑事法特別部会によって提案されたにもかかわらず、法制審議会総会で否決されたのであります。刑

事法特別部会で採択された原案はほとんど全部総会で認められたわけですが、唯一否決されたのが判決の宣告猶予でありました。そのときの議論はいろいろあったのですけれども、現在は裁判の迅速化ということが特に強調されるようになった時代なので、何年か先に判決を先送りするという趣旨を含む宣告猶予は難しくなっているのかなという気がしていたわけですが、〇〇委員のお話を聞いてもう一度考えてみようかとも思いました。

- 宣告猶予にも、〇〇委員がおっしゃったように、有罪認定を宣告猶予の先にするものと後に回すものがあると思うのですが、いずれの場合でも、有罪認定をしていないときは特にそうなのですが、有罪とされるいかなる事実についてどのような刑罰が科されるのかということが、猶予期間の間は知らされないままの状態では何らかの社会奉仕をするというときには、社会奉仕に制裁的な面が事実としてあるのは確かですから、不定期刑の一部先取りのような形になりまして、そのような制度を設けることの説明は困難なのではないかと思えます。執行猶予の条件とする場合であれば、有罪認定がされていて、かつ猶予される刑も明らかにされていますが、宣告猶予の条件とする場合にはもう一段難しい問題があるかなと感じております。
- 〇〇委員、あるいは、〇〇委員、刑事訴訟法研究者の立場から、宣告猶予につきまして御意見がございましたら、お願いします。
- 判決の宣告猶予なのか刑の宣告猶予なのかということが一つ問題になっていると思いますが、判決の宣告猶予ですと、先ほどの起訴猶予の場合と同じような、有罪認定しないままに果たして不利益処分を課し得るかという問題が出てきます。
- 判決の宣告猶予にするのか刑の宣告猶予にするのかで多少違ってくるのだらうと思えます。判決の宣告猶予の場合は、正に今〇〇委員がおっしゃったように、有罪認定されていないものに対してそういった義務付けが果たして可能なかというところが正面から問題になると思います。

他方、刑の宣告猶予の場合は、有罪の認定はされるのでしょうけれども、それは判決という形になるのか、どういう形になるのか自明ではありませんが、いずれにしても、裁判所が有罪であるという宣告をすることになると思います。しかし、そもそも宣告猶予の制度が提唱された理由の一つには、有罪の宣告によるスティグマないし、レッテルはりを避けるということを考えられていたことからいたしますと、刑の宣告は猶予するものの、有罪の宣告はするという枠組みにも、問題があるのではないかという感想を持ちました。

- 〇〇委員、この観点から何かございますか。
- 宣告猶予というのはすごく魅力ある制度だと思いますし、刑法全面改正の検討のときに大きな議論がされたという記憶があります。ただ、現実的にどうかということになると、いろいろな問題を含んでいる制度ではないかという印象を持っています。
- 今、宣告猶予の条件までということで、資料の1の④について議論してまいりましたが、この点については大体議論は出尽くした感がありますので、引き続き⑤の問題を議論したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず事務当局から、社会奉仕を保護観察の遵守事項とするなど、保護観察の一内容とする場合の概要ないしイメージについて御説明願います。

法制審議会
被収容人員適正化方策
に関する部会

第18回会議（平成21年1月29日（木））

議事録（抄）

- それでは、引き続きまして御説明させていただきます。

本日、お手元に配布資料38として「社会貢献活動を特別遵守事項とする制度に関する参考試案」を配布しております。

まずは、この制度に関する当部会における議論の経過について御説明させていただきたいと存じます。

当部会におきましては、いわゆる社会奉仕活動を義務付ける制度の導入の当否というテーマの議論の中で、考えられる制度の法的位置付けとして、様々な考え方が御議論されたところでございます。

具体的に申しますと、刑罰とする考え方、執行猶予の条件とする考え方、保護観察の一内容とする考え方など、幅広く、それぞれの当否等を御議論いただいております。

そのうち、刑罰とする考え方についての議論の状況をごく簡潔に御紹介いたしますと、これは二つ考え方がございまして、一つは独立の刑罰と位置付ける考え方がございました。この考え方につきましては、懲役又は禁錮と罰金との中間に位置する重さの刑罰として導入すること

が考えられるのではないかという御意見が見られました一方で、現在の懲役、禁錮、罰金等の刑罰体系に加えて、あえて独立の刑罰としての社会奉仕を新設する必要があるのか、あるいは、内容が明確である既存の刑罰と異なり、社会奉仕の内容は、その作業内容や監督態勢等によってその制裁性の程度が大きく左右され得るものであり、既存の刑罰と並べて扱うことは相当ではないのではないかと、刑罰として科された社会奉仕が履行されない場合、我が国では刑罰の事後変更が認められていないことから、その実効性を担保するという観点からは、執行猶予や保護観察の条件とする方が我が国の法制度になじみやすいのではないかなどの御意見が見られ、直ちに意見の一致が見られる状況ではございませんでした。

また、刑罰と位置付ける考え方の中で、もう一つの考え方として、短期自由刑の代替刑と位置付けるという考え方も御議論されたところでございましたが、これにつきましては、従来短期自由刑となっていた者を、社会奉仕に従事することを条件に社会内処遇に切り替えることが可能となり、被収容者を確実に減らせる制度であるという御意見が見られました一方で、短期自由刑を社会奉仕により代替させる場合、短期自由刑と社会奉仕を同等のものとして扱うことになるが、両者をどのような基準で代替させることになるのか明らかではなく、そもそも、社会奉仕が自由刑を代替するにふさわしい制裁としての強さがあるのか疑問がある、我が国の刑事司法の現状を前提とすると、短期とはいえ実刑を言い渡されている者は、犯情が悪く、このような者について、自由刑の実刑の代わりに社会奉仕に従事させることを理由に、自由刑を執行しないこととするについては、国民の理解が得られないのではないかなどの御意見が見られ、直ちに意見の一致が見られる状況ではございませんでした。

また、刑罰のほか、罰金刑の代替執行手段と位置付ける考え方や、起訴猶予、執行猶予又は宣告猶予の条件と位置付ける考え方も御議論されましたが、同様に、様々な御意見があり、直ちに意見の一致が見られる状況ではございませんでした。

他方、保護観察の一内容として社会奉仕活動を行う考え方につきましては、当部会では、その場合の制度の目的は、制裁ではなく保護観察対象者の改善更生に置かれるのが相当であるとの御意見が多く見られました。

また、その観点からすると、保護観察対象者に、保護観察処遇の一環として、公共の場所の清掃活動や介護補助活動等の社会に役立つ活動に従事させることは、その活動を通じ、自己評価を高めて改善更生の意欲を向上させること、社会のルールを守ることの必要性を認識させること、地域社会から受け入れられやすくなることなどの効果が期待されるなど、保護観察における処遇をより充実させるものであることなどから、保護観察の一内容として社会奉仕活動を行う制度を支持する御意見が多く見られたところでございました。

このような当部会における議論の状況を踏まえ、保護観察の一内容として社会奉仕活動を行う制度について、今後、より具体的な議論を行っていくこととされたところでございます。

そして、議論のたたき台となる試案作成の御指示を事務当局へいただきましたので、このような当部会における御議論の状況を踏まえ、考えられる具体的な制度の概要を試みにお示ししたものが、本日お配りした参考試案でございます。